

令和5年度

危険物取扱者保安講習案内（多摩地区・立川）

東京消防庁

消防法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施します。

1 受講対象者

多摩地区に居住又は勤務する危険物取扱者で製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している方。

なお、危険物の取扱作業に従事していない危険物取扱者でも、希望により受講できます。

2 実施日及び講習会場

実施日	講習区分	講習会場
令和5年 7月 3日(月)	一般	立川都民防災教育センター【立川防災館4階】 立川市泉町 1156-1（裏面の案内図参照）
令和5年 10月 16日(月)	給油 取扱所	
令和6年 1月 12日(金)	一般	

3 講習時間

午前9時00分から午後1時00分まで（開場：午前8時30分）

※ 令和5年度から講習開始時間に変更になりました。余裕を持ってご来場ください。

4 講習科目等

- (1) 危険物関係法令に関する事項
- (2) 危険物の火災予防に関する事項
- (3) 効果測定

5 申請窓口等

(1) 申請場所

東京都内の各消防署、消防分署又は消防出張所（稲城市及び島しょ地域を除く。）

(2) 申請日時

月曜日～金曜日午前8時30分から午後4時30分まで（祝休日及び年末年始を除く。）

※ 申請の受付は、令和5年5月8日（月）から開始します。

※ 申請の締切日は、原則として各講習日の7日前です。

なお、定員になりしだい締め切ります。空席の状況は、東京消防庁管轄の各消防署、消防分署及び消防出張所に問合せするか、東京消防庁ホームページで確認できます。



(3) 申請に必要な書類等

- 申請書…申請書に必要事項を記入してください。

申請書は都内の各消防署、消防分署又は消防出張所に準備してあります。

- 危険物取扱者免状
- 受講手数料 4,700円（非課税）

※ 申請時に提出した書類及び手数料は、一切お返しできません。

6 留意事項

- (1) 講習当日は、申請時に消防署所で交付された**受講票**、**危険物取扱者免状**及び効果測定で使用する**筆記具**（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム）を**必ず持参してください**。
- (2) 遅刻又は早退をした場合は講習修了とは認められません。新たに受講申請が必要となります。
- (3) 講義中の携帯電話やタブレット等の電子機器類の使用、テキスト以外の本を読んでいた場合及び居眠り等の迷惑行為を行った場合は、講習修了と認められないことがあります。
- (4) 気象状況等により講習日時の変更など緊急のお知らせがある場合は、東京消防庁ホームページに掲載します。
- (5) 講習会場の建物内及び建物周囲は、全面禁煙です。

(問合せ先)

東京都内の各消防署、消防分署又は消防出張所（稲城市及び島しょ地域を除く。）

東京消防庁 予防部 防火管理課 試験講習係 電話 03-3255-2945

公益財団法人 東京防災救急協会 講習事業部 講習第一課 電話 03-5297-7383

《講習会場案内図》

※ 講習会場には、受講者のための駐車場・駐輪場はありませんので、電車やバス等の交通機関を利用して来場してください。

